※貴殿の海外居住／在勤状況等を勘案し、当機構の規程に基づき待遇を決定いたします（判定後、海外居住／在勤状況等の変更があった場合は、事実に基づき決定いたします。）。また、支給される手当等は、派遣国、随伴する家族構成、格付等により異なります。より具体的な待遇については、派遣決定時にご案内します。JICA専門家の待遇の概要はこちらをご確認ください。
（https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/specialist_treatment.pdf）

JICA調達・派遣業務部　2024.4(改訂)

# ★海外居住者・海外在勤者　簡易判定フローチャート　※あくまで目安の待遇です。

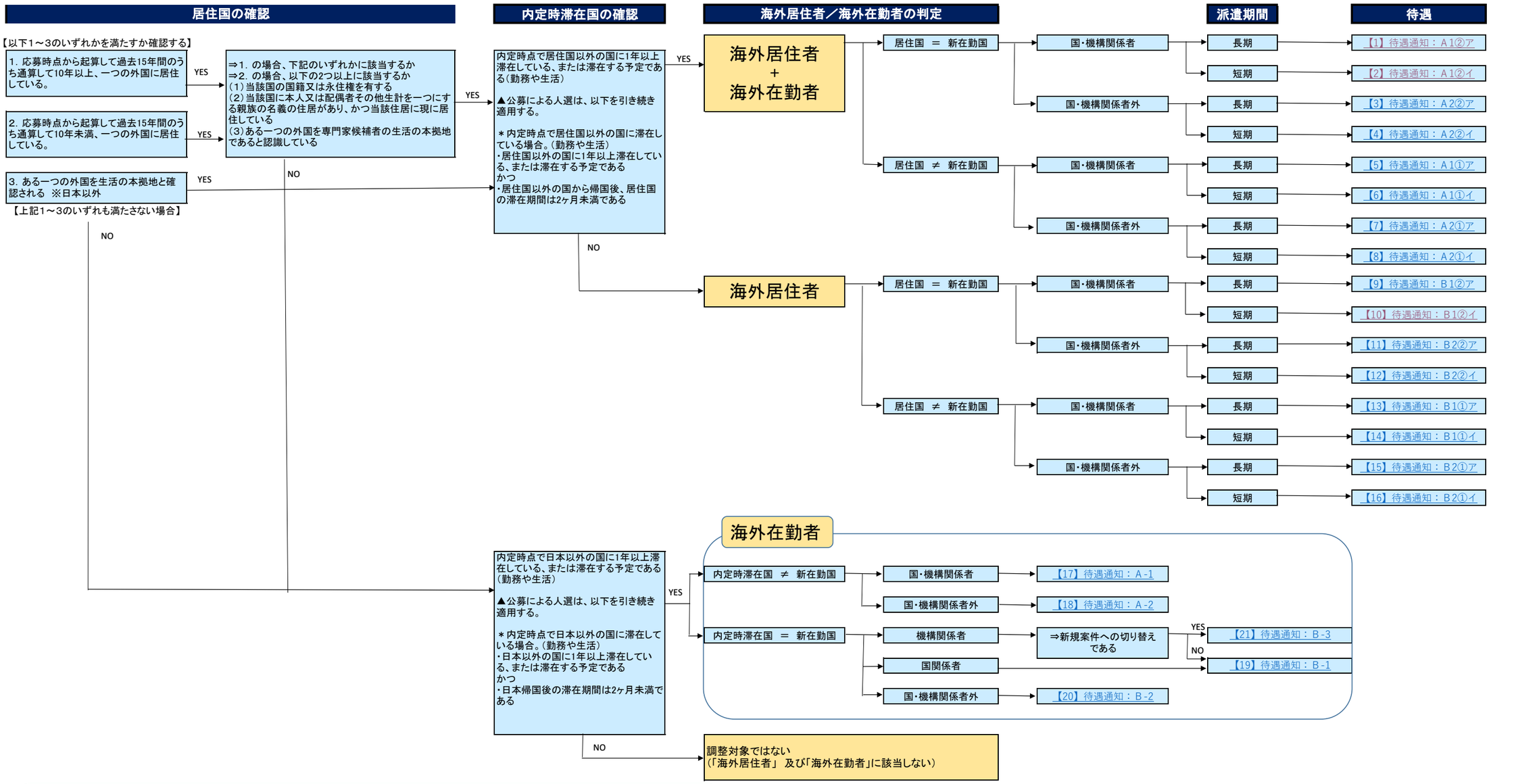


【用語補足】
- ●海外居住者：日本以外の国に生活拠点があるとみなされる者（要件に該当する必要あり）
- ●海外在勤者：「海外居住者」には該当しないが、派遣が内定した時点で海外に1年以上滞在又は滞在する予定がある者
- ●居住国：日本以外で生活の本拠地とみなされる国
- ●内定時滞在国（旧在勤国）：専門家として派遣が内定した日における滞在国（在勤国）
- ●新在勤国：専門家として赴任する在勤国
- ●新規案件への切り替え：現在従事している業務終了日の翌日から、一旦本邦に帰国せず、新しい案件に従事すること。
- ●国・機構関係者：国関係者とは、大使館等に勤務し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める支度料及び移転料の支給を受けた方。機構関係者とは、専門家、業務調整員、企画調査員、在外健康管理員、支所長等として赴任されていた方々を指す（コンサルタントは含まない）。それ以外の場合は、「国・機構関係者外」の扱いとなる。
- ●派遣期間：長期は12ヶ月以上、短期は12ヵ月未満